# ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令 （平成七年政令第四百二十一号）

#### 第一条（国際平和協力隊の設置）

国際平和協力本部に、ゴラン高原における国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十五年三月三十一日までの間、ゴラン高原国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

* 一  
  次に掲げる国際平和協力業務であって、国際連合兵力引き離し監視隊司令部において行われるもの
* 二  
  法第三条第三号タに掲げる業務（通信及び機械器具の据付けを除く。）並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、派遣先国の政府（以下「派遣先国政府」という。）その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務
* 三  
  法第四条第二項第三号に掲げる事務

#### 第二条（政令で定める業務）

ゴラン高原における国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

* 一  
  防火及び消火に関する企画及び調整並びに火災の発生時における消火及び延焼の防止であって、国際連合兵力引き離し監視隊の用に供する施設に係るもの
* 二  
  道路（国際連合兵力引き離し監視隊の用に供する施設の敷地内の交通の用に供する部分を含む。）の除雪その他の維持
* 三  
  物資の調達に関する企画及び調整
* 四  
  飲食物の調製に関する企画及び調整

#### 第三条（国際平和協力手当）

ゴラン高原における国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

##### ２

手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

##### ３

前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

# 附　則

この政令は、平成八年一月十五日から施行する。

# 附則（平成八年六月二八日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成八年一二月二〇日政令第三四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年六月一八日政令第二〇〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年一二月一九日政令第三七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月一七日政令第二一七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年一二月一八日政令第三九八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年六月二五日政令第二一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二二日政令第四一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年六月二三日政令第三五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二〇日政令第五二一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年六月二九日政令第二二八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年一二月一九日政令第四一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一四年六月二五日政令第二三四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年一月二二日政令第一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年八月一日政令第三五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一月二一日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年八月四日政令第二五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一月二〇日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年八月三日政令第二七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年二月一日政令第一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年七月一四日政令第二三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一月四日政令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

# 附則（平成一九年一月三一日政令第一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年八月三日政令第二四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年二月一日政令第一八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年八月一日政令第二四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年二月四日政令第一八号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年七月二九日政令第一九四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年二月三日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年八月一一日政令第一八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年二月二日政令第一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年八月三日政令第二四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一月二五日政令第一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年八月一〇日政令第二一三号）

この政令は、公布の日から施行する。